カルスト通信

森林（もり）のたより

Karst correspondence

2011 vol.24

カルスト森林組合

第14回 通常総代会開催!!

第14回通常総代会を平成23年8月23日(火)・午後1時30分よりサンワーク美祢(美祢勤労者総合福祉センター)で開催した。
出席者数は、総代定数200名に対し、本人出席 130 名、書面出席 31 名、合計 161 名で、出席率80%であった。
議長には美祢市美東町地区総代の清水武人氏を満場一致で選任。
第1号議案から第8号議案、付帯決議まで挙手多数で可決・承認し、午後3時40分には議案の審議を終わる。

組合長あいさつ

組合員の皆様におかれましては、平素より組合運営に格別のご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

3月に発生しました東北地方太平洋沖地震は、原発事故による放射能汚染をも引き起こし、尊い多くの人命や貴重な財産を一瞬のうちに消失させるとともに、今でも避難生活を強いられておられる多くの方々があるなど未曾有の大惨事となりました。ここに、お亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた方々には、謹んでお見舞い申し上げます。

我が組合といたしましても、全国の森林組合系統と手を携えて義援金を拠出いたしましたが、今後ともでき得る支援活動をしていきたいと考えております。

さて、最近の我が国の景気動向は、アメリカに端を発した金融危機から回復の傾向にありましたが、このたびの震災により急ブレーキがかかり、加えて急激な円高が進行していますので、企業の収益改善の道のりは険しい状況にあるとの報道がされていますことはご承知のとおりであります。

このような諸情勢の下、国は、森林・林業の再生に向けた「森林・林業再生プラン」の実行を期するため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の公布・施行をはじめ「森林法」を改正して「森林計画制度」を見直すなど、提案型集約化施業を推進するための条件整備に向けて、森林施業プランナーや林内路網を作設するためのオペレーターなど人材を育成・確保することとしております。

組合といたしましても、このような国・県の施策方針に沿って、森林の所有構造の特性である零細性・分散性を克服するため、集約化施業の推進を通じて儲かる林業を実現し、森林・林業を再生する取組に全力を傾注しているところであります。

平成22年度の実績は、最重要な課題として掲げている施業集約化による間伐等の効率化と間伐材の低コスト搬出、これらの基盤となる林内路網の開設・改良に積極的に努め、将来の機械化作業による新たな林業の仕組みづくりに重点的に取り組みました。このほか、請負事業である機関造林事業や「やまぐち森林づくり県民税関連事業」をはじめ、県・市発注の緊急雇用関連事業、竹林の改良と簡易路網の整備を行う「美しい山づくり事業」、支障木の伐採等を行う緑化整備事業など各種の事業に取り組みました。

このような取組による途中段階の決算見通しでは、国の政策誘導が過渡期にあり、提案型施業集約化による搬出間伐や作業道路開設事業が順調に伸びないなどから、単年度欠損に陥りそうであることが判明したため、その後積極的な事業の掘り起こしに努めるとともに、組合合併以来初めてとなる職員賞与の計画どおりの支給を見送るという苦渋の決断をした結果、事業総売上は、当初計画4億2,800万円を上回る4億5,200万円を上げることができましたものの、事業収益率の悪化などにより経常利益は、600万円余に止まりました。

なお、当期剰余金と前期繰越剰余金を合わせた当期未処分剰余金は、570万円と大変厳しい決算となりました。

現下のことのほか厳しい諸情勢の中で以上のような事業が遂行できましたことは、県並びに関係3市、森林総研、公社、県森連をはじめ、組合員各位のご支援・ご協力の賜でありますとともに、事業の専属下請けをしていただいている協力事業体班員の方々のお陰でありまして、重ねて厚くお礼申し上げます。

次に、平成23年度の組合運営の基本方針についてでありますが、政府の国家戦略プロジェクト「森林・林業再生プラン」と歩調を合わせ、森林組合改革の系統運動サードステージ「国産材の利用拡大と森林・林業再生運動」を推進するため、平成27年度を目標とする5カ年の運動方針と数値目標を定め、生育途上にあるスギ・ヒノキ人工林の健全化と質的充実を図るため、本年度の間伐目標面積840haを掲げ、提案型施業集約化による間伐施業の効率化と低コストでの搬出間伐を、最重要な課題として取り組むこととしております。このような施業集約化の基盤となる作業道路の計画的かつ集中的な整備に努め、高性能林業機械等との組み合わせによる機械作業仕組みを確立し、間伐材等による収益の一部が組合員の皆様に還元できるようにしていきたいと考えております。

今後とも森林・林業を取り巻く環境は厳しさが予想されますが、これら事業の計画的かつ効果的な実行を通じて、組合員の皆様方の負託に応えることができるよう、県並びに管内3市をはじめ、森林総研、公社、上部団体である森林組合連合会のご支援をいただき、協力事業体との連携を図りながら役職員が一致団結し、組合経営の維持・発展と地域林業の振興に向けて全力を傾注していきたいと考えております。

組合員の皆様からの受託事業に重点的に取り組んで参りたいと考えています。どうか今年もより多くの組合員の皆様に組合をご利用いただきますようお願いいたします。

第14回通常総代会提出議案

第1号議案 平成22年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、注記表及び附属明細書の承認について

第2号議案 平成23年度事業計画の設定について

第3号議案 平成23年度役員報酬の決定について

1 理事の報酬は、総額900万円以内とし、各理事の報酬額はその範囲内において理事会に一任する。

2 監事の報酬は、総額80万円以内とし、各監事の報酬額はその範囲内において監事の協議に一任する。

3 役員報酬の支払いについては、理事会に一任する。

第4号議案 平成23年度における借入金の最高限度額決定について

借入金総額を3億円とする。

第5号議案 平成23年度における貸付金の利率並びに一組合員に対する貸付金額の最高限度額の決定について

1 貸付金利率の最高限度は7%とする。

2 一組合員に対する貸付金額の最高額は100万円とする。ただし森林組合財務処理基準令に基づき農林水産大臣の指定する貸付金を除く。

第6号議案 平成23年度における余裕金預け入れ先金融機関の決定について

山口銀行、山口美祢農業協同組合及び山口宇部農業協同組合とする。

第7号議案 規約の一部変更について

第8号議案 「国産材の利用拡大と森林・林業再生運動」に向けた運動方針・目標の承認について

付帯決議 総代会の議決事項中、行政庁に提出する書類が、当該行政庁の指示に基づき補正変更を要する場合は、議決の主旨に反しない範囲において字句の修正等の補正変更を理事会に一任する。

平成22年度 貸借対照表(平成23年5月31日現在)

(単位:円)

▼資産の部▼		▼負債の部▼	
流動資産合計	312,560,666	流動負債合計	39,825,514
固定資産		固定負債合計	49,238,037
有形固定資産計	36,842,307	負債合計	89,063,551
無形固定資産計	1,357,327	▼純資産の部▼	
外部出資計	54,197,000	出資金合計	158,168,500
その他の固定資産計	0	剰余金合計	157,725,249
固定資産合計	92,396,634	純資産合計	315,893,749
繰延資産合計	0		
資産合計	404,957,300	負債および純資産合計	404,957,300

損益計算書(平成22年6月1日～平成23年5月31日)

(単位:円)

科目	計	指導	販売	加工	森林整備
Ⅰ事業総損益					
1.収益	451,997,824	0	9,406,109	2,205,561	440,386,154
2.費用	291,845,376	2,777,399	7,750,682	1,980,383	279,336,912
事業総利益	160,152,448	△ 2,777,399	1,655,427	225,178	161,049,242
Ⅱ事業損益					
1.人件費	125,367,637	2,910,847	1,161,587	554,268	120,740,935
2.旅費・交通費	1,163,330	16,450	9,743	4,682	1,132,455
3.事務費	2,630,217	37,191	22,030	10,585	2,560,411
4.業務費	2,702,931	37,959	22,640	10,880	2,631,452
5.諸税負担金	7,895,978	25,485	66,805	32,225	7,771,463
6.施設費	14,568,550	205,999	122,019	58,632	14,181,900
7.雑費	644,320	9,111	5,396	2,593	627,220
事業管理費計	154,972,963	3,243,042	1,410,220	673,865	149,645,836
事業利益	5,179,485	△ 6,020,441	245,207	△ 448,687	11,403,406
Ⅲ経常損益					
1.事業外収益	1,482,587				
2.事業外費用	0				
事業外損益	1,482,587				
経常利益	6,662,072				
Ⅳ特別損益					
1.特別利益	3,285,233				
2.特別損失	3,287,856				
特別損益	△ 2,623				
税引前当期純利益	6,659,449				
法人税・住民税及び事業税額	3,700,000				
当期剰余金	2,959,449				
前期繰越剰余金	2,782,014				
目的積立金取崩額	0				
当期未処分剰余金	5,741,463				

※前期繰越剰余金のうち教育情報資金は、0円であった。

平成22年度 剰余金処分案

(単位:円)

摘要	内訳	小計	合計
Ⅰ当期未処分剰余金			5,741,463
Ⅱ剰余金処分額			3,000,000
1.法定準備金		1,500,000	
2.任意積立金		1,500,000	
Ⅲ次期繰越剰余金			2,741,463

1. 次期繰越剰余金中、教育情報資金は、1,000,000円である。
2. 任意積立金のうち、目的積立金は現在ありません。

見て、触れて、楽しんで! 森林の魅力に包まれる

11月13日㊐ 第7回 美秋木材まつり開催!

■日時／平成23年11月13日(日) 10:00～
■会場／カルスト森林組合・サンワーク美祢
主催：美秋木材まつり実行委員会

本年も美秋木材まつりを下記日程で開催いたします。皆さまに、森林・木材をもっと身近に感じていただくため、楽しいイベントを多彩に揃え、お待ちしております。

●もちまき ●木工体験、竹細工
●果樹苗木販売ほか

山口共販所　第695回 平成23年9月26日速報

樹種	長さ	径級	中値（1㎥当たり）
杉	4m	13～16	9,000
		18～22	11,800
		24～28	11,800
		30上	11,000
	3m	14～16	11,400
		18～22	13,100
		24上	12,800
桧	4m	14～16	19,600
		18～22	18,300
		24～28	17,900
		30上	18,000
	3m	13	
		14～16	18,200
		18～22	16,500
		24上	15,000

※出材の際は、余尺10㎝を付けてください。(3.1m・4.1mで玉切り)

組合員の名義変更をお願いします。

組合員資格に係る届出のお願い

❶ 死亡による相続 ❷ 譲渡 ❸ 記載事項(住所等)の変更

上記に該当する変更が生じた場合、組合員資格に係る届出が必要となりますので、該当される方はお早めに所定の手続きをお願いいたします。
なお、手続き(届出)の詳細につきましては、本所、または最寄りの支所までお問い合わせ下さい。

3月の東日本大震災にかかる森林組合系統支援募金に、多くのご協力を賜り、心から厚くお礼申し上げます。
お寄せいただきました義援金は、山口県森林組合連合会を経由し、全国森林組合連合会の「地震災害支援窓口」へ送金させていただき、地震災害対策本部委員会での協議を経て、主に被害が甚大な岩手県、宮城県、福島県森連に贈呈され、残り義援金も被害状況に応じ、その他の県森連に贈呈されました。
ご協力誠にありがとうございました。

2012年は「国際協同組合年」

スローガン　協同組合がよりよい社会を築きます

Co-operative enterprises build a better woeld.

2012国際協同組合年

2012国際協同組合年は、世界の抱える貧困、金融・経済危機、食糧危機、気候変動などをはじめとする現代社会の重要課題の解決に向けて、協同組合が大きな役割を果たすことを期待して、2009年12月の国連総会で決議しました。

2012 国際協同組合年 山口実行委員会が発足しました。

協同組合の価値や、協同組合の果たしている役割等について、広く認知され、協同組合を更に発展させる取り組みを行うため、「2012　国際協同組合年　山口実行委員会」が８月に発足しました。
山口県生活協同組合連合会・山口県漁業協同組合・山口県森林組合連合会・JAグループ山口が幹事団体となっております。

林業の再生は《木材の地産・地消》から!

間伐施業の集約化により、木材を出して収益をあげよう!

1 間伐実施に対する国の方針

●地球温暖化防止対策として世界各国が国際的な取り決めをした二酸化炭素排出削減目標を達成するため、国は「森林を整備することで森林に二酸化炭素を吸収させ、その吸収量によって、平成24年度までに3.8%削減する」方針を打ち出しました。
この目標達成のため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」（間伐等促進法）が制定されました。これにより、平成19年度から24年度までの6年間で毎年55万ha、計330万 ha の間伐が計画されています。
●平成21年12月、国は「森林・林業再生プラン」を公表しました。このプランは、林業先進国ドイツをお手本として、今後10年間で路網の整備、森林施業の集約化及び森林作業を担う人材育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し、日本の森林・林業を早急に再生していくための指針として作成されたものです。
このプランでは10年後の木材自給率50%以上を目指しています。現在、日本の木材自給率は 27.8%（平成21年）であり、平成12年には 18.2%まで落ち込んでいた自給率は平成元年と同程度まで回復しました。ちなみにこの木材自給率50%は昭和40年代前半と同程度となります。
●以上のような流れのなかで、国は「森林・林業再生プラン」を実現させるため、平成24年度から搬出間伐（間伐材を山から出して販売すること）を主体とした補助制度に移行する方針を打ち出しました。

2 平成24年度以降の間伐などに対する補助の考え方（国の方針）

平成24年度以降の間伐に対する補助制度の主な改変点は次のとおりです。

① 森林経営計画を作成!!

一定のまとまりをもった森林の区域で「森林経営計画」を作成し、この計画に記載された森林の施業が補助の対象となります。
なお、森林経営計画はカルスト森林組合で作成します。

② 搬出間伐を支援!!

平成24年度から、間伐に対する補助は搬出間伐が主体となります。なお、搬出間伐の補助採択は、1箇所当たり0.1ha 以上、搬出材積 10m3 / ha 以上が目安となります。
また、切捨間伐（間伐した材をそのまま山に放置すること）は、以下のいずれかの場合に限り、補助対象となります。

① 25年生以下の「切捨間伐」
補助があります。
② 26年生以上の「切捨間伐」
搬出材積量に応じて補助があります。

参考

26年生以上の切捨間伐が補助として認められる事例

森林組合が、搬出間伐と切捨間伐をとりまとめて５ha 以上実施し、搬出した間伐材が50㎥を越えた場合に限り、切捨間伐の補助が認められます。
これは、国が示した搬出間伐の基準が10㎥／ ha 以上であることから、搬出間伐と切捨間伐が一体の作業として取り扱われるための措置です。

●県下の先進事例●
美祢市美東町鳶の巣地区

編集後記

2011 vol.24（年2回発行）

暑い夏も過ぎ去り、秋桜が咲き誇る好季節になりました。

カルスト森林組合では、昨今の森林・林業を取り巻く厳しい環境のなかで林業採算性の悪化を克服することにより林業生産活動を活発にするため、生育途上にあるスギ・ヒノキ人工林の健全化を目指し、間伐材等を低コストで生産し、効率的に搬出することのできる新たな林業の仕組みづくりを再重点事業としています。

表紙の写真は組合が保有している高性能林業機械等を使用し、伐倒→枝払い→造材→搬出まで、一連の作業をしているところです。

また、竹林整備のあとへ、小型チッパーを使用し有機質補給をし、園内の土壌改良を行っているところです。

今年も広報誌・地区座談会などを通じて情報提供をしたいと思っております。ご用命のある方々にはその都度ご一報いただければお伺いいたしますので、より多くの組合員の皆様のご利用をお願い申し上げます。

カルスト森林組合
〒759-2212 山口県美祢市大嶺町東分418番1
TEL.0837-52-3332／FAX.0837-52-2587

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C002529